

秋季シンポジウム開催

静岡県中部未来懇話会

一般社団法人静岡県中部未来懇話会の2019秋季シンポジウム(静岡新聞社・静岡放送共催)が10月15日、静岡市葵区のホテルで開かれた。静岡県立大学国際関係学部教授の高畑幸氏が「『外国人材』が働きやすい職場と暮らしやすい地域づくりに向けて」と題して基調講演を行った。パネル討論「外国人の就労意識と地域の受け入れ体制」では、人材派遣会社社長、外国人労働者を雇用する経営者、アジアからの留学生を受け入れている学校法人理事長らが率直に意見を交わした。(パネル討論詳細はP6~9)

▽多い「身分資格」の外国人
静岡県の外国人居住者は9万2千人と全国で8番目に多く、中でもブラジル人は1990年代初めから多く居住している。全国的な傾向では中国人が多いが静岡県はブラジル人が多いのが一つの特徴だ。
もう一つ、静岡県の特徴は「身分資格」(永住、定住、日本人の配偶者など)の外国人が多いということ。全体の7割に上る。その中でも多いのが「永住」資格を持つ人たち



基調講演

「外国人材」が働きやすい職場と暮らしやすい地域づくりに向けて

静岡県立大学国際関係学部教授 高畑 幸氏

日本語教育のサポート必要

で半数弱を占める。また定住という「在留」資格を持つのは日系3世が多い。1年から3年のビザで、更新し永住権を取得できる。「永住」になると死ぬまで日本にいらることができる。
高齢化が進む静岡県での外国人居住者は20代から30代が多いが、19歳以下も1万4千人いる。そのうち5500人が公立小中学校に在籍し、その中で日本語指導を必要とする児童生徒は3035人。全国で4番目に多い。外国人居住者は全国8番目だが、学校現場で日本語指導が必要とする数が全国で4番目というところは教育サポートのニーズが高まっているということでもある。
▽派遣会社が重要な役割
次に静岡県の外国人労働者数は全国6位(5万7353

人)、雇用事業所数は8位(6869事業所)、派遣・請負比率は2位の46・6%で、派遣会社を通じて雇用されているのが大きな特徴だ。いわゆる間接雇用の労働者が多く、静岡県では派遣会社が外国人の雇用、労働力確保にとっても大きな役割を担っている。
一方、技能実習生は日本に5年間しかいられず半ば出稼ぎの気持ち強い。アルバイトも週28時間までに制限されている。これに対し、「身分資格」を持つ外国人は日本語教育を受ける義務はなく、就労できる業種も制限がない。

たかはた・さち氏 静岡県立大学国際関係学部教授。大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程(社会学専攻)修了。博士(文学)。専門分野は社会学、在日外国人問題(特にフィリピン人)。静岡県多文化共生審議会委員。近著に「静岡県焼津市の水産加工業で働くフィリピン日系人—雇用と移住のプロセスを中心に」『移民政策研究』11号47-59頁(2019年)等。

家族を呼び寄せることも可能だ。日本で何となく暮らせ、家を建てる人も多い。就労への意欲、スキルアップは外国人の新たな受け入れと並行して静岡県では課題として残っている。

▽受け入れ基準を明確に

にもかかわらず外国人は増え続け、それに伴っていろいろな課題が浮き出ている。例えば外国人が日本で「永住」資格を取得する、あるいは「帰化」をする。日本に「永住」資格のガイドラインはあるが、素行が善良とか経済的に自立とかあいまいな書き方が多い。「帰化」に関してはガイドラインがない。オーストラリアやカナダは移民をポイント制で受け入れている。日本でも2012年からポイント制による「高度人材」の受け入れを始めている。このように基準を明確にし、満たせば「永住」資格を得ることができるとか、「帰化」できる可能性が高いというようにすればいい。また国によっては公用語の能力とか歴史の知識などを問うペーパーテストに合格することで市民権を得る

というスキームがあるが、これも日本にはない。

だから日本語があまり話せなくても日系人という「身分資格」で日本の永住権を得ている外国人もいる。個人的には日本語があまり話せなくても「永住」資格を取得できることに疑問を感じている。

教育制度の年齢主義（年齢と学年がイコール）という課題もある。日本の小中学校には落第がない。世界的に見ると少数派でブラジルやフィリピンにも落第がある。課程主義というが、学年が終わるごとにテストをして合格したら次の学年に進める。なぜ問題かという点、課程主義の国から多くの子どもたちが今でも日本にきている。年齢が12歳、母国での学年が小学校4年生の子どもが日本に来ると6年生か中学校に入れられてしまう。このようなギャップがどうしても生じる。既にいろいろなところで問題となっていると聞く。

それから公務員の任用制限。今、静岡にいる外国人の子どもは消防士や自衛官、警察官を夢見てもなれない。公

「多文化共生」机上の空論に

務員になるには帰化すればいいが、どういう基準を満たせば帰化できるか現状ではあいまいだ。さらに日本は成人二重国籍ができない国で一つの国を選択しなくてはならない。ごく最近では女子テニスの大坂なおみさんが日本国籍を選択したが、国によってはOKの国もある。いつまでダメにしておくか、検討する必要がある。

▽労働災害、労働問題対応を

地域の課題としては「多文化共生」への啓発が難しい。「多文化共生」は2006年に行行政用語としてつくられたばかりで、概念としてまだまだ日が浅い。県が16年に行った「多文化意識調査」で「あなた外国人と付き合いがありますか」の問いに「付き合いがない」「知り合いもいない」との回答が半数の5割に達した。「外国人に親しみを感ずるか」との問いには「どちらかというと感じない」と答えた人が4割もいた。このように「多文化共生」は机上の空論になりかけている。非常に懸念される。対応策として町内会やPTAなど、日本

で歴史的に続いてきた組織に外国人を地域の一員として迎え入れやすい環境をつくることにより大事になる。特に防災面では非常に重要なことだ。

職場においては労働法を守ることが求められる。外国人就労者の増加によって労働災害や労働問題に関する訴えが増えるだろう。そうした問題にしっかり対応するためにも窓口を多言語化する必要がある。レイシャル・ハラスメント（人種・民族に基づくハラメント）という問題も外国人の増加に並行して出てくる。防止するには各職場での研修が大切だ。

単一民族の日本人社会に外国人が増え、今急速に社会が変化している。それに伴っていろいろなことが変わらなれないといけない。日本で生まれ育った人も外国から来た人も外国人として日本で育った人もみんなできり上げていく社会、産業、経済であるという認識を持つことが、今とても重要だ。